

三豊市文化・スポーツ指導員人材バンク登録者募集要項

令和 6 年 4 月
一般社団法人三豊市文化
・スポーツ振興事業団

■趣旨

三豊市内の文化芸術・スポーツ活動の充実、発展に向け、地域団体や学校等の要請に応じた適時かつ適切な指導員の配置を行うため、三豊市文化・スポーツ指導員人材バンク（以下、「人材バンク」）を設置する。

本要項においては、人材バンクの登録者募集において必要な事項を定める。

■募集職名

- ・スポーツ指導員（地域団体指導員・部活動指導員・部活動外部指導者）
- ・文化活動指導員（地域団体指導員・部活動指導員・部活動外部指導者）

■募集人員

制限なし

■募集期間

随時募集

■資格・要件

人材バンクに登録しようとする指導者は、指導する実技に関する専門的な知識・技能に加え、依頼団体の方針に沿って活動できる者で、以下の(1)～(4)の全てを満たす者とする。

- (1) 20歳以上の者
- (2) 地方公務員法第16条¹および学校教育法第9条²各号に該当しないこと
- (3) 過去の指導において、体罰、ハラスメント等指導員として不適格と認められる事項のないこと
- (4) 以下の①～⑤のいずれかに該当する者
 - ① 教員免許を授与された経験のあるもの（有効・無効を問わない）で、当該実技の部活動の指導実績のある者
 - ② 公益財団法人日本スポーツ協会等の中央競技団体が認定する指導者資格を有する者
 - ③ 学校教育法第1条³に規定する学校において、当該実技の部活動の指導実績のある者
 - ④ 市スポーツ協会、市文化協会、市教育委員会、市内中学校長のいずれかから推薦のある者
 - ⑤ 高等学校卒業程度の資格を有し、専門学校、大学もしくは大学院に在籍しており、当該実技の経験を持ち、出身学校、専門学校、大学の関係者等から指導員として適格であると推薦された者

■登録期間

人材バンクへの登録日を含む年度から3年度目の3月末日まで

■登録申請の手続き

以下の(1)～(4)の書類のうち、必要なものを一般社団法人三豊市文化・スポーツ振興事業団(以下、事業団)まで郵送もしくは電子メールにて提出するか、申請フォームより申請すること。(いずれの書類も押印不要)

- (1) 三豊市文化・スポーツ指導員人材バンク申請書(様式1)
- (2) 資格要件に関わる書類(教員免許状や指導者資格等)の写し
上記「資格・要件」(4)の①、②に該当する者のみ
- (3) 指導実績証明書(様式2)
上記「資格・要件」(4)の③に該当する者のみ
- (4) 登録者推薦書(様式3)
上記「資格・要件」(4)の④、⑤に該当する者のみ

《申し込み先》

〒769-1506

香川県三豊市豊中町本山甲 201 番地 1

三豊市役所豊中庁舎 3 階

一般社団法人三豊市文化・スポーツ振興事業団 あて

TEL : 0875-23-7080

E-mail : info@mitoyofuture.com

(電子メールにて提出の場合、件名を「三豊市文化・スポーツ指導員人材バンク登録申請」とすること)

■人材バンク登録および指導開始までの流れ

1 人材バンク登録

提出された申請書類の書類審査、および指導実績のない者については事業団による面接審査を行い、申請者に適否を通知するとともに適正であると認められた者については、人材バンクに登録する。

2 指導員研修の受講

登録が完了した指導者(以下、「登録指導者」)は文化・スポーツ指導員としての紹介に先立ち、事業団が実施する指導員養成研修を受講しなければならない。

3 文化・スポーツ指導員として指導開始

事業団は指導員養成研修を終えた登録指導者リストを作成し、要請に応じて情報提供を行う。紹介要望のあった登録指導者については、登録指導者本人に通知のうえ、紹介団体との面談を行う。面談の結果、適正であると認められた者については採用される。

■登録内容の変更および取り消し

- 1 登録指導者は、登録内容に変更が生じた場合または登録指導者として活動が継続できない事情が生じた場合には、速やかに事業団に届け出を行うこと。
- 2 事業団は登録指導者が次の(1)～(3)のいずれかに該当する場合、その登録を取り消すことができる。
 - (1) 申請内容に虚偽があった場合
 - (2) 人材バンクを利用して政治、宗教または営利を目的とする活動を行った場合
 - (3) その他登録指導者として不適格であると判断できる事由があった場合

■主な業務内容・報酬・勤務条件等

(地域団体での指導の場合)

主な業務内容・報酬・勤務条件等については、紹介団体と登録指導者において協議し、決定する。

(部活動指導員として顧問での勤務の場合)

- 1 職務内容
学校長の監督の下、以下の業務に従事する。
 - (1) 技術指導
 - (2) 安全・障害予防に関する知識・技能の指導
 - (3) 部活動に関する校外活動（大会・試合等）の引率
 - (4) 用具・施設の点検、管理
 - (5) 部活動に関する保護者等への連絡
 - (6) 部活動における生徒指導
 - (7) 事故が発生した場合の現場対応
 - (8) 部活動の管理運営
- 2 報酬・待遇
1時間あたり1, 631円
交通費は別途支給する
- 3 勤務日数
平 日：2～4日（1日2時間程度、学校の休業日は3時間程度）
週休日：1日（1日3時間程度、祝日も同様）
ただし、競技大会等の校外引率時においてはこの限りではない
- 4 身分・服務
 - (1) 部活動指導員は、部活動の技術指導や大会への引率等を職務とする学校教育法に規定さ

れた学校職員であり、地方公務員法に規定された会計年度任用職員である。

(2) 部活動指導員は、地方公務員法に規定する服務および懲戒に関する規定の対象となる。

(3) 営利企業への従事（兼業）は可能であるが、その場合も職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律が適用されることに留意すること。

(部活動外部指導者としての勤務の場合)

紹介された学校の当該部活動顧問教員と連携し、生徒の技術向上を図るとともに、技術指導の側面から顧問教員の補佐を行うものとする。報酬・勤務条件については学校の定める条件に沿うものとする。

■その他

- 1 収集した個人情報については、人材バンクにかかる業務の円滑な遂行のために用いるものであり、目的外では一切使用しません。
- 2 提出された申請書類の返却は行いません。
- 3 当該人材バンクへの登録は紹介を保証するものではありません。

¹ 地方公務員法第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

² 学校教育法第9条

次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者
- 三 教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

³ 学校教育法第1条

この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。